

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び匝瑳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

問い合わせ 総務課人事班 TEL 73-0084

1 職員の任免及び職員数

① 平成25年度採用者数（平成25年4月1日 単位：人）

| 職種名 | 採用者数 |
|----------------------------|------|
| 一般行政職 | 13 |
| 保育士 | 1 |
| 教育職 | 1 |
| 医師 | 2 |
| 管理栄養士・歯科衛生士・ 薬剤師・臨床検査技師 | 4 |
| 看護師 | 3 |
| 合計 | 24 |

② 平成24年度中の退職者数 (単位：人)

| 職種名 | 退職事由別職員数 | | |
|------------|----------|-------|----|
| | 定年 | 普通退職等 | 計 |
| 一般行政職 | 8 | 7 | 15 |
| 保育士 | 1 | | 1 |
| 用務員 | 1 | | 1 |
| 調理員 | 1 | | 1 |
| 医師 | | 2 | 2 |
| 薬剤師・臨床検査技師 | 1 | 1 | 2 |
| 看護師・准看護師 | | 3 | 3 |
| 合計 | 12 | 13 | 25 |

③ 一般行政職員の級別職員数 (平成25年4月1日現在 単位：職員数=人、構成比=%)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|--------------|-----------|------|-----|------|------|------|----------|-------|
| 標準的な 職務内容 | 主事 主事補 | 主任主事 | 副主査 | 主査補 | 主査 | 副主幹 | 課長 主幹 | |
| 職員数 | 22 | 31 | 18 | 62 | 41 | 33 | 33 | 240 |
| 構成比 | 9.1 | 12.9 | 7.5 | 25.8 | 17.1 | 13.8 | 13.8 | 100.0 |

職員数は、匝瑳市職員給与条例に基づく給料表の級区分によるものです。技能労務職、保育士、介護職員等は含まれていません。

④ 部門別職員数と主な増減理由

(各年度4月1日現在 単位：人)

| 区分 部門 | 職員数 | | 対前年 増減数 | 主な増減理由 |
|----------|--------|--------|------------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | | |
| 一般行政部門 | 141 | 140 | ▲1 | 欠員の不補充 |
| 福祉部門 | 79 | 78 | ▲1 | 欠員の不補充 |
| 教育部門 | 63 | 63 | | |
| 公営企業等部門 | 172 | 177 | 5 | 欠員の補充等 |
| 合計 | 455 | 458 | 3 | |

公営企業等部門は病院、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療です。

2 職員の給与

① 人件費（平成24年度一般会計決算）

(単位：千円、%)

| 歳出総額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B)/(A) | 平成23年度 人件費率 |
|------------|-----------|-----------------|----------------|
| 14,040,456 | 2,621,032 | 18.7 | 19.3 |

人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

② 職員給与費（平成25年度一般会計予算）

(単位：人、千円)

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり (B)/(A) |
|------------|-----------|---------|---------|-----------|------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 285 | 1,137,892 | 122,796 | 403,908 | 1,664,596 | 5,841 |

職員数は、一般会計における一般行政職員、技能労務職員等の総数です。

職員手当とは、扶養手当・通勤手当・住居手当等の各種手当（退職手当を除く。）をいいます。

③ 平均給料月額及び平均年齢

(平成25年4月1日現在 単位：円、歳)

| 区分 | 一般行政職 | | | 技能労務職 | | |
|-----|---------|---------|------|---------|---------|------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 匝瑳市 | 333,197 | 370,160 | 42.8 | 319,299 | 336,330 | 50.4 |
| 千葉県 | 339,336 | 429,810 | 43.1 | 326,514 | 381,507 | 51.8 |

給与月額とは、給料及び職員手当（期末手当・勤勉手当・退職手当を除く。）の合計額をいいます。

④ 初任給

(平成25年4月1日現在 単位：円)

| 区分 | | 匝瑳市 | 千葉県 | 国 |
|-------|-----|---------|---------|---------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 178,800 | 178,800 | 172,200 |
| | 高校卒 | 144,500 | 144,500 | 140,100 |

⑤ 経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成 25 年 4 月 1 日現在 単位：円)

| 区分 | | 経験年数 10 年 | 経験年数 15 年 | 経験年数 20 年 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 261,620 | 319,580 | 370,300 |
| | 高校卒 | 207,000 | 248,600 | 318,350 |

経験年数とは、卒業後すぐに採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

⑥ 職員手当

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

職員には給料及び職員手当が支給されます。代表的な職員手当の内容は次のとおりです。

| 区分 | 匠瑤市 | 国 |
|--------------|---|---|
| 扶養手当 | 配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 1 人 6,500 円 16 歳から 22 歳までの子 1 人 5,000 円加算 | 同じ |
| 住居手当 | 借家の場合 (家賃 12,000 円を超える場合に限り。) 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 | 同じ |
| 通勤手当 | バス等を利用する場合 運賃等相当額を支給 自動車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,800 円～32,100 円を支給 | バス等を利用する場合 55,000 円まで運賃等相当額支給 自動車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000 円～24,500 円を支給 |
| 地域手当 | 医師のみ 10% | 千葉県内の区域により 0～13% |
| 期末手当 勤勉手当 | 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.225 月分 0.675 月分 12 月期 1.375 月分 0.675 月分 計 2.600 月分 1.350 月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 | 同じ |
| 退職手当 | (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続 25 年 32.83 月分 38.955 月分 勤続 35 年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 | 同じ |

| | | |
|--------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 特殊勤務手当 (平成 24 年度 一般会計決算) | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 21.1% |
| | 支給対象職員 1 人当たり支給年額 | 6,341 円 |
| | 手当の種類 (手当数) | 14 |
| | 支給額の多い手当 | 徴収業務手当、薬剤散布汚物取扱手当、ボイラー取扱手当 |
| | 多くの職員に支給されている手当 | 徴収業務手当、薬剤散布汚物取扱手当 |

| | | | |
|---------------------|----------|-------------------|-----------|
| 時間外勤務手当 (一般会計決算) | 平成 24 年度 | 支給総額 | 47,268 千円 |
| | | 支給対象職員 1 人当たり支給年額 | 220 千円 |
| | 平成 23 年度 | 支給総額 | 32,543 千円 |
| | | 支給対象職員 1 人当たり支給年額 | 151 千円 |

平成 24 年度には、千葉県知事選挙事務、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務等が含まれています。平成 23 年度には、東日本大震災用務等が含まれています。

⑦ 特別職の報酬等

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 報酬等の月額 | 期末手当 |
|-----|-----------------------|--------------------------|
| 市長 | 780,000 円 (702,000 円) | 6 月期 1.80 月分(1.71 月分) |
| 副市長 | 665,000 円 (631,750 円) | 12 月期 2.05 月分(1.9475 月分) |
| 教育長 | 605,000 円 (574,750 円) | 計 3.85 月分(3.6575 月分) |
| 議長 | 390,000 円 | 6 月期 1.80 月分 |
| 副議長 | 360,000 円 | 12 月期 2.10 月分 |
| 議員 | 335,000 円 | 計 3.90 月分 |

市長、副市長及び教育長の給料月額は、市長 10%、副市長 5%及び教育長 5%の減額措置を実施しています。また、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数は、5%の減額措置を実施しています。

() 内は、減額措置による減額後の額又は月数です。

⑧ 臨時特例による給料等の減額措置

東日本大震災の復興等のため、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、次のとおり給料等の減額措置を行っています。

| 区分 | 給料等 | 減額措置 |
|-----|-----|--|
| 一般職 | 給料 | 各給料表の級ごとの減額率により減額 《行政職給料表の例》 1～3 級 4.77%減額 4～6 級 7.77%減額 7 級 9.77%減額 |
| 特別職 | 給料 | 市長 20%減額 副市長 15%減額 教育長 15%減額 |
| 議員 | 報酬 | 議長 7.5%減額 副議長 7.5%減額 議員 7.5%減額 |

3 勤務時間そのほかの勤務条件

① 勤務時間及び休日

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 週間の勤務時間 | 38 時間 45 分 |
| 1 日の勤務時間 | 7 時間 45 分 (8 時 30 分～17 時 15 分) |
| 休日 | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 |

勤務時間及び休日は、勤務形態等により異なる場合があります。

② 休暇等

(平成25年4月1日現在)

| 種類 | 内容 |
|--------|--|
| 年次有給休暇 | 1年度に20日間（新規採用の年度は採用月に応じて別に定める日数）付与されます。残日数は、翌年度に限り繰り越すことができます。 |
| 療養休暇 | 負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に承認される休暇です。 |
| 特別休暇 | 特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合に承認される休暇です。 |
| 看護休暇 | 配偶者及び二親等以内の親族等の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に承認される休暇です。 |
| 育児休業 | 職員が3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができます。 |

4 分限及び懲戒処分

① 分限処分

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として行います。 (平成24年度)

| 処分の種類 | 降任 | 免職 | 休職 |
|--------|----|----|----|
| 職員数(人) | 0 | 0 | 6 |

休職の6人の事由は、すべて心身の故障のため、長期療養を必要としたものです。

② 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的として行います。 (平成24年度)

| 処分の種類 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|--------|----|----|----|----|
| 職員数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |

5 服務

地方公務員法により、信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為の禁止・営利企業等の従事制限等の義務規定・禁止規定が定められています。

6 研修及び勤務成績の評定

① 研修

職員の能力の向上を図ることを目的に、階層別研修や業務の専門研修受講のために研修機関等に職員を派遣するとともに、市の主催による研修を実施しています。

| 研修の種類 | 研修数 | 受講者数(人) |
|-------|-----|---------|
| 派遣研修 | 34 | 139 |
| 市主催研修 | 3 | 495 |

② 勤務成績の評定

定期的に能力や実績等に関する勤務成績の評定を行い、その評定の結果を昇給等に反映させてい

ます。

7 職員の福祉及び利益の保護

① 福利厚生制度

ア 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、健康保険や年金業務を行う千葉縣市町村職員共済組合に加入しています。

イ 職員厚生会

地方公務員法に基づき、職員の福利厚生に関する事業を実施するため、本市では、匝瑳市職員厚生会が市に代わって、各種厚生事業を実施しています。

② 健康管理

職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見のため、定期健康診断、生活習慣病予防健診等を実施しています。

③ 公務災害補償

職員が、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

8 公平委員会に関する事項

平成 24 年度において、本市職員が公平委員会に対し行った勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。